大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会 幹事会設置要綱

(設置)

第一条 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会規約第十三条の 規定により、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会幹事会(以 下「幹事会」という。)を組織する。

(目的)

第二条 幹事会は、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域において組織される地域部会の 連携促進による都市再生の質の向上を目的として設置する。

(幹事会の構成)

- 第三条 幹事会は、次の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。
 - 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
 - 二 大阪府知事
 - 三 大阪市長
 - 四 地域部会の構成員のうち、前三号までに掲げるものが協議して加えることとしたもの
 - 五 前号に掲げる者のほか、当該区域又は事項に関連のある者として、第一号から第三 号までに掲げる者が協議して加えることとした者
- 2 幹事会に幹事会長を置き、幹事会の構成員の互選により選任する。
- 3 幹事会長は、幹事会の会務を総理し、幹事会を代表する。
- 4 幹事会長に事故があるときは、あらかじめその指名する会議の構成員が、その職務を 代理する。
- 5 幹事会は、幹事会長が招集し、幹事会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 6 幹事会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として幹事会に出席させることができる。この場合において、代理人が幹事会に出席したときは、当該構成員は、幹事会に出席したものとみなす。
- 7 幹事会長は、協議を行うため特に必要があると認める者に、幹事会への出席等必要な協力を依頼することができる。
- 8 幹事会長は会議の結果について、速やかにこれを公表する。

(事務局)

第四条 幹事会の庶務は、幹事会長の所属する団体において処理する。

(運営)

第五条 幹事会は公開とする。

2 第三条第8項に規定する公表については、会議終了後、すみやかに会議資料、会議要 旨に関して大阪市ホームページに掲載するものとする。

(雑則)

第六条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会長が幹事会に諮って定める。

附則

この規約は、平成29年12月13日から施行する。